

列車指定券関係

③ ネット列車指定券チケットレスサービス利用約款

2017. 8. 1 制定

2018. 3. 23 改正

2018. 4. 27 改正

2018. 9. 15 改正

2019. 10. 1 改正

2020. 3. 16 改正

(約款の目的)

第1条 京阪電気鉄道株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が運営するサイト「京阪プレミアムカークラブ」の利用について、以下のとおり「ネット列車指定券チケットレスサービス利用約款」（以下、「本規約」という。）を定める。

(約款の適用範囲)

第2条 本規約は、旅客営業規則第2条第1項にいう別に定める場合にあたるものとする。京阪プレミアムカークラブ WEB サイト（以下、「専用ホームページ」という。）で取扱う当社が運行するすべての列車指定券が必要となる列車が対象となる。

ネットプレミアムカー券・ネットライナー券（以下、総称して「ネット列車指定券」という。）によるサービスについては、本規約の定めるところにより、本規約に定めのない事項については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。

(用語の意味)

第3条 本規約における用語の意味は次のとおりとする。

- ・列車指定券
プレミアムカー券およびライナー券の総称のことをいう。
- ・ネット列車指定券
ネットプレミアムカー券およびネットライナー券の総称のことをいう。
- ・発行替
ネット列車指定券を列車指定券発売駅において購入列車単位で列車指定券に発行替することをいう。

列車指定券関係

- ・専用ホームページ
ネット列車指定券を発売するためのホームページのことをいう。
- ・スマートフォン等
インターネットに対応しており、専用ホームページに正常に接続することが出来るスマートフォン・タブレット端末等の情報端末のことをいう。
- ・クレジットカード
専用ホームページで利用できるクレジットカードのことをいう。
VISA、Mastercard、JCB、Diners Club、American Express のブランドを搭載したクレジットカードをいう。
- ・チケットレスサービス
専用ホームページから、クレジットカード決済して購入したネット列車指定券をスマートフォン等の画面に表示することにより乗車するサービスをいう。

(取扱時間)

- 第4条** ネット列車指定券の購入・変更・取消し及び購入履歴確認は、5:00～1:00 までとする。(1:00～5:00 の間はメンテナンスのため、購入できない。)
- 2 サーバーのメンテナンス、アクセスの輻輳、通信事業者の通信設備の異常、天災等により本サービスを一時停止することがある。
 - 3 取扱時間は、サービス変更やダイヤ改正等の理由により、一時的に変更する場合がある。

(サービス内容)

- 第5条** ネット列車指定券(専用ホームページからクレジットカード決済して購入した列車指定券の、列車・座席情報をスマートフォン等の画面に表示することにより、当該情報の示す列車に乗車する権利を有することを証するもの)を係員に呈示することにより、乗車できる。グループの代表者がネット列車指定券を購入した場合、代表者と同時に乗車するものとする。
- 2 購入が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知する。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第6条** 本サービスによる運送等の契約は、会員自らがスマートフォン等の操作により列車指定券の購入手続きをし、当社システムが座席番号確定後、購入実行処理をし、当社から購入情報を会員に返信した時点で成立するものとする(取消の場合も同じ条件とする)。

列車指定券関係

- 2 前項により成立した契約により購入した列車指定券の取扱いは、別段の定めがないかぎり、当該契約成立時の規定による。
- 3 会員が、ネット列車指定券を列車指定券に発行替した場合は、当社の旅客営業規則等に定める「列車指定券」と同様の取扱となる。

(列車指定料金等の決済)

第7条 列車指定券の決済は当社指定のクレジットカードにより行う。決済後はクレジットカード会社の締め日にクレジットカードの口座から一括払いで引き落とされる。なお、利用可能な指定クレジットカード会社は予告なく変更する場合がある。

- 2 会員は、列車指定券の決済にあたり当社所定の手続きにより、当社の定めるクレジットカード情報を入力する。
※会員登録の際に登録したクレジットカード情報については、クレジットカードの有効期限が到来した場合、登録の更新が必要となる。
- 3 会員は、本サービスの利用に関連してカード会社との間または第三者の間で紛争が生じた場合、自己の費用と責任において解決するものとし、当社に何等かの被害を与えないものとする。また、当社は、かかる紛争に関連または起因して会員に生じた損害につき、いかなる責任も負わない。
- 4 会員とカード会社との紛争に関連または起因して当社が損害を被った場合、当社は、かかる損害の賠償を会員に請求することができる。
- 5 当社は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、会員に事前に通知することなく、クレジットカード情報の登録を抹消し、またはクレジットカードの利用を一時的に中止することができる。
 - (1) 会員または当社が登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて無効扱の通知を受けたとき。
 - (2) 会員または当社が登録クレジットカードの発行会社より、当該クレジットカードについて不正使用の通知を受けた場合。
 - (3) その他、登録クレジットカードの使用が当社または第三者の権利を侵害する可能性があるとして当社が判断した場合。
- 6 領収書は発行しないため、利用の記録は専用ホームページで利用履歴を確認するものとする。

列車指定券関係

(会員のインターネットの利用環境)

- 第8条** 列車指定券チケットレスサービスは、ホームページ画面が当社所定の仕様に従って適切に表示されることを前提とし、列車指定券面の表示不良その他会員のスマートフォン等の設定環境に起因する不具合により生じた会員の損害に関して当社は一切保障しない。
- 2 本サービスでは、利用するスマートフォン等の機種・設定により一部利用できない場合がある。
 - 3 当社に起因しない通信環境の不具合により生じた会員の損害については、当社は一切の補償をしない。

(スマートフォン等による座席指定列車への乗車)

- 第9条** 専用ホームページからクレジットカード決済して購入した列車指定券の列車・座席情報をスマートフォン等の画面に表示することにより列車指定券とみなすが、購入完了・変更完了メールは列車指定券とみなさない。
- 2 乗車時にスマートフォン等のネット列車指定券表示画面を呈示できなかった場合は、当該列車の列車指定券を再度購入するものとする。
 - 3 ネット列車指定券を列車指定券発売駅で列車指定券に発行替した場合は、ネット列車指定券は効力を失う。

(係員の確認)

- 第10条** 会員は、列車に乗車の際、当社係員の求めがあった場合はいつでも、スマートフォン等を専用ホームページに接続し、購入した列車指定券の、当該列車に該当する列車・座席情報が表示された画面を呈示するものとする。

(本サービスに関わる通信費用)

- 第11条** ネット列車指定券の利用にかかわる通信費用については、会員の負担とする。

(スマートフォン等でのネット列車指定券の購入)

- 第12条** スマートフォン等によるネット列車指定券の購入については、次のとおりとする。
- (1) 購入が可能な時間は、乗車日の14日前の午前10時から、時刻表に表示された発車時刻の1分前まで（以下、「締切時間」という。）とす

列車指定券関係

る。

- (2) 購入できる列車は、1列車あたり4席までとする。同一の条件で、追加後の合計座席数が4席までであれば追加して購入できる。
- (3) 購入手続中においても締切時間になると、購入できないことがある。
また、希望の乗車区間において空席が無い場合は、購入することができない。
- (4) 購入が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知する。

(ネット列車指定券の列車指定券への発行替)

- 第13条** 会員は、列車指定券発売駅において専用の発行替申込用紙に記入し、ネット列車指定券を購入列車単位で列車指定券に1回に限り発行替ができる。ただし、発行替ができるのは、ネット列車指定券を購入後から乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻3分前までとする。
- 2 ネット列車指定券より発行替した列車指定券の取扱いは、当社の旅客営業規則等に定めるところによる。

(ネット列車指定券の変更)

- 第14条** ネット列車指定券は2回に限り変更ができる。
- 2 ネット列車指定券の変更は、乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻1分前まで、かつ変更しようとする列車の時刻表に表示された発車時刻1分前までの取扱いとする。
 - 3 変更が完了した場合、登録されたメールアドレスへ通知する。

(ネット列車指定券の取消と払いもどし)

- 第15条** ネット列車指定券は乗車予定列車の時刻表に表示された発車時刻1分前までであれば、所定の手続きにより購入列車単位で払いもどしできる。列車指定料金は、1列車あたり160円の手数料を差し引き、購入した際に利用したクレジットカード口座へ払いもどす。精算方法は当該クレジットカードの会員規約に基づく。
- 2 払いもどしの手続きが完了した場合、スマートフォン等へメールで通知する。
 - 3 乗車予定列車が運休となった場合は、手続きは当社で行うため、会員自身での取消操作は不要とする。
また、この場合、取消手数料は不要とする。翌日以降、購入した際に利用したクレジットカード口座へ無手数料で払いもどしの処理をする。

列車指定券関係

4 払いもどし手続きの完了後、会員への返金完了までには時間がかかる場合がある。

(ネット列車指定券サービスの中止・中断・変更)

第 16 条 当社は、次の各号の場合、会員に通知することなく本サービスの提供を中止または、中断することがある。

- (1) ネット列車指定券サービスのシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合。
- (2) 戦争、暴動、地震、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- (3) この規約の内容は、予告なく変更、改訂または廃止する場合がある。
この場合、当社は、当社サイトへの掲示その他当社が適切と考える方法により、本会員に通知する。なお、本会員への通知後に本サービスを利用したときは、この規約の改訂を承認したものとみなす。
- (4) その他本サービス運営上、一時的中断が必要と判断した場合、前各号において、本サービスに関し会員が受けた不利益については、当社はその復元・補償など一切の責任を負わない。

(禁止事項)

第 17 条 会員は、列車指定券チケットレスサービスの利用にあたって、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 犯罪行為または犯罪に結びつく行為。
- (2) 事実と反する情報を登録もしくは送信する行為または、情報を改ざんもしくは消去する行為。
- (3) ネット列車指定券チケットレスサービスの設備の運営を妨げる行為。
- (4) クレジットカード会社と会員との間の契約に違反して登録クレジットカードを利用する行為。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (6) 前各号に定める行為を助長する行為。
- (7) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- (8) その他当社が不適切であると判断した行為。

(準拠法)

第 18 条 本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用

列車指定券関係

されるものとする。

(協議解決)

第 19 条 本サービスにおいて会員と当社間で問題が生じた場合には、会員と当社間で誠意をもって協議し、協議によっても解決しない紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(有効期間)

第 20 条 本利用約款は、2020 年 3 月 16 日より効力を有する。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。